

全ト協発第112号(輸)
平成30年5月31日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克巳



標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、標準引越運送約款の改正を本年1月31日付けで公布し、新たな標準引越運送約款を同6月1日より施行することとしております。

また、同時に標準貨物自動車利用運送（引越）約款についても、本年1月31日付けで改正を公布し、新たな標準貨物自動車利用運送（引越）約款を同6月1日より施行することとしております。

つきましては、貴協会におかれましても、改正内容についてご理解をいただき、新たな標準貨物自動車利用運送（引越）約款の事業所への掲示並びに適用範囲、料金等の変更届出が適切に行われるよう傘下会員事業者に対しご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本約款改正の対象となるのは、貨物利用運送事業に基づき、次のいずれかの登録を受けた事業者です。

①第一種貨物利用運送事業者（貨物自動車運送）

実運送事業者が実運送事業者に委託する利用運送は対象となりません。

敬 具

※新たな標準貨物利用運送約款、変更届出様式等は、下記URL（国土交通省ホームページ）よりダウンロードできます。

国土交通省>政策・仕事>総合政策>物流>標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正について

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_fr2_000016.html

◆本件に対する問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎 ・ 杉崎

TEL：03-3354-1038

